

現況報告書 (平成31年4月1日現在)

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所属市区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
43 熊本県	100 熊本市	43100	2330005001553	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称		社会福祉法人熊豊会			
(8)主たる事務所の住所	熊本県	熊本市	中央区国府2-6-24	(11)従たる事務所の有無	1 有
(9)主たる事務所の電話番号	096-362-1061	(10)主たる事務所のFAX番号	096-366-5090		
(12)従たる事務所の住所	熊本県	熊本市中央区	神水1-19-9		
(13)法人のホームページURL	http://www.kiyome.info/		(14)法人のメールアドレス	kiyome@kumashino.jp	
(15)法人の設立認可年月日	昭和44年3月31日	(16)法人の設立登記年月日	昭和44年6月19日		

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	60,000
(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の任期	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
(3-2)評議員の職業					
伊形 けい子	H29.4.1 ~ H33.6		2 無	1 有	1
仁愛幼稚園 園長			2 無	2 無	1
佐々木 隆一郎	H29.4.1 ~ H33.6		2 無	2 無	0
平成音楽大学講師			2 無	1 有	1
嶋元 勝樹	H29.4.1 ~ H33.6		2 無	2 無	1
(株)ホタルキョウブ			2 無	2 無	1
緒方 幸人	H29.4.1 ~ H33.6		2 無	2 無	1
小木保育園 園長			2 無	2 無	1
齋藤 こす枝	H29.4.1 ~ H33.6		2 無	2 無	1
砂取校区主任児童員			2 無	2 無	1
藤崎 資子	H29.4.1 ~ H33.6		2 無	2 無	1
熊本市医師会看護専門学校教師			2 無	2 無	1
松本 紀子	H29.4.1 ~ H33.6		2 無	2 無	1
チロ経営者			2 無	2 無	1

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-1)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	180,000	2 特別無
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の報酬	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
(3-1)理事の氏名	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における評議員会への出席回数	
沖田 秀子	1 理事長 H29.6.26 ~ H31.6	平成29年6月26日	1 常勤	平成29年6月26日	きよめこども園 園長	2 無
鬼塚 和典	3 その他理事 H29.6.26 ~ H31.6		2 非常勤	平成29年6月26日	熊本縣富保保育園 園長	2 無
藤村 久	2 業務執行理事 H29.6.26 ~ H31.6		1 社会福祉事業の経営に関する職員を有する者	平成29年6月26日	東亜工芸代表	2 無
坂本 英男	3 その他理事 H29.6.26 ~ H31.6		2 事業区域における補社に通じている者	平成29年6月26日	坂本商店代表	2 無
吉田 誠地	3 その他理事 H29.6.26 ~ H31.6		3 施設の管理者	平成29年6月26日	タズキヤ熊楠社会長	2 無
藤吉 時康	3 その他理事 H29.6.26 ~ H31.6		2 事業区域における補社に通じている者	平成29年6月26日	熊本第一梱包会長	2 無
			3 施設の管理者			2 無

(注)〔3-2〕理事の役職のうち、「理事長」は、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
〔業務執行理事〕とは、社会福祉法45条の1第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	60,000
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の任期	(3-2)③監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
横田 瑞恵	(3-4)監事の任期	認定こども園おかわ 園長 H29.6.26 ~ H31.6	(3-5)監事要件の区分別該当状況	平成29年6月26日	3
松本 尚子		松本尚子司法書士事務所代表 H29.6.26 ~ H31.6	2 無 3 社会福祉事業に職員を有する者 (その他) 2 無 6 財務管理に職員を有する者 (その他)	平成29年6月26日	3

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名 (監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額 (円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名 (監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額 (円)

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の数	0	②常勤業務者の実数	常勤換算数	③非常勤者の実数	常勤換算数
①常勤専従者の実数					
(2)施設・事業所職員の数	27	②常勤兼務者の実数	常勤換算数	③非常勤者の実数	17
①常勤専従者の実数					8.9

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項

	評議員	理事	監事	会計監査人
平成30年6月22日	6	1	1	0
				①平成29年度決算 (計算書類及び財産目録の承認)

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
平成30年6月17日	6	2	①平成29年度事業報告 ②平成29年度決算 ③平成30年度第1次補正予算
平成30年6月22日	6	2	①理事長選任について
平成31年3月25日	6	2	①平成30年度補正予算 ②平成31年度事業計画 ③平成31年度当初予算 ④就業規則の変更

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1) 監事監査を実施した監事の氏名

松本 尚子
横田 瑞重

(2) 監査報告により求められた改善すべき事項

なし

(3) 監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応

なし

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1) 会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1) 社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード区分	①-2拠点区分名称	①-3事業類型「-」 下分類		①-4実施事業名称		②事業所の名称		④事業所の土地の保有状況		⑤事業所の建築物の保有状況		⑥事業所単位での事業開始年月日		⑦事業所単位での定員		⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)			
		事業所所在地	建設費	建設年月日	自己資金額(円)	補助金額(円)	借入金額(円)	借入金額(円)	建設費合計額(円)	延べ床面積	修繕費合計額(円)								
001	きよめこども園拠点	社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	
			02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	
			02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801
			02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801
001	きよめこども園拠点	社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801		
001	きよめこども園拠点	社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801		
001	きよめこども園拠点	社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801		
001	きよめこども園拠点	社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801		

11. 前会計年度における事業等の概要 - (2) 公益事業

①-1拠点区分コード区分	①-2拠点区分名称	①-3事業類型「-」 下分類		①-4実施事業名称		②事業所の名称		④事業所の土地の保有状況		⑤事業所の建築物の保有状況		⑥事業所単位での事業開始年月日		⑦事業所単位での定員		⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)	
		事業所所在地	建設費	建設年月日	自己資金額(円)	補助金額(円)	借入金額(円)	借入金額(円)	建設費合計額(円)	延べ床面積	修繕費合計額(円)						
001	社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801
		02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801
		02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801
		02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801
001	きよめこども園拠点	社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801
001	きよめこども園拠点	社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801
001	きよめこども園拠点	社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801
001	きよめこども園拠点	社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801	02101801

11. 前会計年度における事業等の概要 - (3) 収益事業

①-3事業類型「-」 下分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称
001	001	001

①-1拠点区分 分コード 期	①-2拠点区分 分名称	③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
		ア 建設費	イ 建設年月日	ロ 自己資金額(円)	ハ 補助金額(円)	ニ 借入金額(円)	ヒ 建設費合計額(円)	ヘ 延べ床面積	ト 延べ床面積	チ 延べ床面積
		イ 大規模修繕(1回目)	ロ -1修繕年月日	ハ -2修繕年月日	ニ -3修繕年月日	ヒ -4修繕年月日	ヘ -5修繕年月日	ト	チ	チ
			(1回目)	(2回目)	(3回目)	(4回目)	(5回目)			(円)

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

11-2. 地域における公益的な取組 (地域公益事業(再掲)含む)	
-----------------------------------	--

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)	
	④取組内容		
子育て支援に関する事業 地域における公益的な取組	園開放、きよめこくろが、出前保育	きよめこども園 きよめ子どもの家、出水コミュニティーセンター	
	園庭開放や保育体験、子育てサークルの運営、地域のコミュニティーセンターへの出前保育の実施		
	老人ホーム慰問	湧心苑、バウラスホーム、江津しようぶ苑	
	老人ホーム慰問で遊戯や歌などの発表をしたり、交流を行っている。		

1.2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額(円)	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額(計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	～

1.3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

㉞事業報告	1有
㉟財産目録	1有
㊱事業計画書	1有
㊲第三者評価結果	3該当なし
㊳苦情処理結果	3該当なし
㊴監事監査結果	1有
㊵附属明細書	1有

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費(円)	160,590,790
②施設・設備に係る公費(円)	0
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額(円)	4,952,929

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
きよめ保育園	平成25年度
きよめ保育園分園	平成25年度

1.4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分

②実施者の氏名(法人の場合は法人名)

③業務内容

④費用[年額](円)

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項

②実施した改善内容

1.5. その他

退職手当制度の加入状況等(複数回答可)

①社会福祉施設職員等退職手当共済制度(独)福祉医療機構)に加入	1有
②中小企業退職金共済制度(独)勤労者退職金共済機構)に加入	2無
③特定退職金共済制度(商工会議所)に加入	2無
④製造府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	2無
⑤その他の退職手当制度に加入(具体的に：●●●)	なし
⑥法人独自で退職手当制度を整備	2無
⑦退職手当制度に加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2無

社会福祉法人熊豊会 定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 幼保連携型認定こども園の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人熊豊会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を熊本県熊本市中央区国府2丁目6番24号に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、事務局員1名、外部委員2名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち一名を理事長とする。

(役員の選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(責任の免除)

第二三条 理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除すること

ができる。

第五章 理事会

(構成)

第二四条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二五条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第二六条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集通知は、理事会の日の3日前までに各理事及び各監事に対して発する。

(決議)

第二七条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二八条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二九条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 建物 (A) 熊本県熊本市中央区国府2丁目167番所在の鉄骨造合金メッキ
鋼板葺三階建きよめこども園園舎 一棟(692.20平方メートル)
(B) 熊本県熊本市中央区神水1丁目429番地所在の鉄骨造合金メッキ

鋼板葺三階建きよめこどもの家園舎 一棟(637.90平方メートル)

- (2) 土地 (A) 熊本県熊本市中央区国府2丁目167番所在のきよめこども園敷地一筆
(661.00平方メートル)
(B) 熊本県熊本市中央区神水1丁目429番所在のきよめこどもの家敷地一筆
(500.00平方メートル)
(C) 熊本県熊本市中央区神水1丁目430番1所在の宅地一筆
(88.99平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三〇条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、熊本市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、熊本市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第三一条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三二条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三三条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三四条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三五条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三六条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 解散

(解散)

第三七条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三八条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三九条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、熊本市長の認可(社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けな

なければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を熊本市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四〇条 この法人の公告は、社会福祉法人熊豊会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四一条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人熊豊会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人熊豊会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、役員（理事及び監事）、及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り報酬を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 役員等が職務のため出張をしたときは旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を別途支払うことができる。

(1) 評議員

評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(2) 理事、監事

理事会等会議への出席	10,000 円
監事監査等への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(3) 評議員選任・解任委員

評議員選任・解任委員会への出席	10,000 円
-----------------	----------

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の承認を経て、改廃することができる。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。